

「AH-No.1株を利用して生産されたL-カルノシン」に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和7年5月14日～令和7年6月12日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 1件

4. 意見・情報及び食品安全委員会の回答

意見・情報*	食品安全委員会の回答
如何なる遺伝子組換え技術も行うべきでは無い	<p>本食品については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性確認の考え方」（「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」（平成16年3月25日食品安全委員会決定）別添）を準用し、製造工程において、生産菌及び製造工程で産出される副生物が除去され、晶析により結晶として高度に精製されていること等を確認しました。</p> <p>また、従来のL-カルノシンと比較して、既存の非有効成分の含有量が安全上問題となる程度にまで有意に増加しておらず、かつ、有害性が示唆される新たな非有効成分を含有していないと考えられることから、「遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価基準」（平成20年6月26日食品安全委員会決定）による評価は必要なく、安全性が確認されたと判断しました。</p>

※頂いた意見・情報はそのまま掲載しています。